

相談事例

《相談の内容》

70代女性宅に、ケーブルテレビの業者が来訪し「テレビ放送が**アナログ放送**から**地デジタル放送**に変わるので、**今のままではテレビが見られなくなる**」「**ケーブルテレビの契約**をすると、**地上デジタル放送へ移行してもアンテナ不要でテレビが見られる**」と勧められた。地上デジタル放送へ移行したら、ケーブルの契約をしないと、本当にテレビは見られなくなるの？

地上デジ放送に移行したら、ケーブルテレビの契約をしないとテレビは見られなくなるの？

《対応の内容》

2011年7月、現在のアナログ放送は停止、地上デジタル放送への移行が決まっています。地上デジタル放送は、高画質の画像、双方向性など多彩なサービスが可能となります。地上デジタルを受信する方法としては、以下の3通りあります。

- ① 地上デジタル対応アンテナの設置（UHFアンテナ）
- ② ケーブルテレビに加入（アンテナは不要だが、月額料金が必要）
- ③ 光回線による放送受信（アンテナは不要だが、プロバイダへの申し込みが必要）

いずれにしても、地上デジタル対応テレビまたはチューナーが必要です。

それぞれのメリット、デメリットを確認し、自分に合った方法を選択しましょう。

身守りのポイント

「地上デジタル放送」という言葉は、何となく聞いていても実際に視聴するためにはどうしたらよいか、どんな準備をすればよいのか分からない高齢者が多いようです。

地上デジタル放送視聴のための方法について、正確な情報を収集し、日頃からみんなで話題にしておくことが大切です。高齢者のみの世帯で、不要な契約をすることのないよう周りの人で見守りましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111